

～消費者注意情報～

スマートフォンを購入するアルバイトをしたら、携帯電話会社から請求が！
そんなアルバイトはありません、きっぱり断りましょう。

令和4年12月28日

相談事例

マッチングアプリで知り合った男性に、「スマートフォン（以降「スマホ」という。）を購入して渡してくれたら、1台につき3000円払う」とアルバイトを持ちかけられた。「スマホはすぐに解約するので一切負担は無い」と言われ、店舗でスマホを4台購入して男性に渡し、アルバイト代を貰った。ところが後日、携帯電話会社から4台のスマホ代金として約100万円の請求書が届いた。その後男性とは連絡が取れない。支払わないといけな

か。
(10歳代：女性)

ココに注意！・・・東京都消費生活総合センターからのアドバイス

★ アルバイトと称してスマホ購入を勧められたら要注意です！

- ・ 現在販売されているスマホは、海外を含めどこのキャリアでも利用できるSIMフリーとなっています。そのため、スマホを購入するアルバイトと偽りスマホを格安で騙し取る、詐欺的な手口に関する相談が、増加傾向にあります。
- ・ 「すぐに解約する」、「一切負担は無い」と言われても、信じてはいけません。契約者以外は購入契約を解除できないため、スマホ代金は契約者に請求されます。気を付けましょう。

★ 自分名義のスマホを他人に渡すことは法律で禁止されています。

- ・ 携帯電話会社で購入したスマホを無断で他人に売るとは、法律で禁止されています。違反すると、懲役または罰金を科されてしまうこともあるので、誘われても絶対に断りましょう。

★ スマホ代金を滞納すると、信用情報機関のブラックリストに載ってしまいます。

- ・ スマホ代金の支払いが遅れると、信用情報機関の延滞情報（いわゆるブラックリスト）に登録されてしまいます。延滞情報があると、一定期間、住宅や車のローンが組めなくなったり、新たにクレジットカードが作れなくなるなど、不利益が生じます。
- ・ 契約トラブルが起きた時は一人で抱え込まず、消費生活センターに相談しましょう。

東京都消費生活総合センター ☎ 03-3235-1155

お近くの消費生活センター 局番なし ☎ 188（消費者ホットライン）

<悪質事業者通報サイトへ情報をお寄せください> <https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/tsuho/>

寄せられた情報は、悪質事業者の指導や処分に役立つほか、都民の皆様への情報提供、啓発につながります。